



申
31
号



JR東日本で働くすべての仲間の “働きがい”と“生きがい”と“こころの豊かさ”を求める申し入れ

3/15 提出!

初任給特別措置や定期昇給カットにより、矛盾や様々な課題が発生している!

すべての社員に適用される賃金制度は

“平等”にあるべきだ!

申
し
入
れ
項
目

1. 初任給特別措置及び定期昇給カット（2021年度）によって作り出された賃金カーブの歪みによる矛盾を解消するために、2020年度採用以前の全JR採用者に「特別昇給（係数2）」を実施すること。
2. 経験の蓄積により高められた労働の価値への正当な評価を行う年功型賃金体系の根幹をなす「定期昇給」制度を堅持すること。
3. 2023年3月1日にプレス発表された「開発・不動産」「Suica・サービス」「データマーケティング」の事業領域における「ジョブ型」の採用・人事運用を導入する目的及び働き方、賃金制度等の全体像を明らかにすること。
4. 社宅に居住する社員が社宅居住期間制限（15年）を迎える場合、持ち家購入等の転居に対応する必要期間として退去期限に猶予期間を設けること。
5. 今申し入れに対する回答は、2023年3月31日までにを行うこと。また、団体交渉は2023年4月15日までに実施すること。

「労働力の価値」への正当な投資を求め、職場からの議論を深めよう!